

旧緊急時避難準備区域（川内村）から避難した申立人ら家族（小学生の子らを含む。）について、申立人子らが通学していた小学校の帰還率が低いこと等を考慮して、避難を継続すべき特段の事情があるとして、平成28年1月分までの生活費増加分（駐車場代、火災保険料）等が賠償された事例。

1322

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5、同X6、及び、同X7（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金215万9680円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）については、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年10月20日

（仲介委員 廣瀬正司）

別紙				
番号	損害項目	内訳	期間	金額 (円)
1	避難費用 (交通費)	申立人 X 1	H23.4.12~H25.3.3	50,000
2	避難費用 (交通費)	申立人 X 3	H23.4.12~H24.12.1	72,110
3	家族間移動費	申立人 X 3	H24.9.1~H24.11.30	53,064
4	生活費増加費用 (駐車場代、火災保険代)	申立人 X 3	H24.9.1~H28.1.31	256,205
5	就労不能損害	申立人 X 4	H25.1.1~H25.12.31	1,225,397
6	補修費用 (ボイラー)	申立人 X 1	—	140,000
7	不動産の補修・清掃費用	申立人 X 7	—	300,000
8	弁護士費用	3%	—	62,904
合 計				2,159,680